

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (2) いじめの定義と認知判断

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

「いじめ」の認知は、特定の教職員のみで行うことなく、学校に設置する「いじめ防止対策委員会」等で協議して行う。

#### <いじめの具体例>

- : 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- : 意図的な仲間外れ、集団による無視、グループに入れない。
- : 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- : 金品をたかられる。
- : 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- : 嫌なこと恥ずかしい事、危険なことをされたり、させられたりする。
- : ネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (3) いじめの理解

いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうる。とりわけ嫌がらせや意地悪などの表面的な暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が立場を入れ替え被害者、加害者になってしまう場合がある。また、いじめの加害者、被害者のみならず、傍観者などの存在にも注意を払い、全員がいじめを許さない雰囲気形成されるようにしていかなければならない。

### (4) 教職員の責務

- ① すべての教職員は、いじめが行われず、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組まなければならない。

- ② いじめが疑われる場合又はいじめが生じた場合は、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、その再発防止に努めなければならない。

## 2 いじめ防止の施策

### (1) いじめ防止の基本方針

#### ア いじめの未然防止

すべての生徒がいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できるような社会性を育み、学校・家庭・地域が一体となったいじめを生まない土壌をつくる。

本校の教育活動全体を通じ、生徒指導の機能を活かした教育活動を推進し、生徒の豊かな心や判断力、自分や他者の存在を認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。

- ① いじめ防止対策推進法を生徒、保護者に周知する。
- ② 差別的発言や生徒を傷つける発言等教職員の不適切な発言や、体罰は、いじめを助長することもあるので、厳に慎む。(発達障害についての理解を深める)
- ③ 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」によって、生徒一人一人の自己有用感を高める。
- ④ 生徒会などの自発的な活動を支援する。
- ⑤ 年間計画に基づき、5月下旬、10月上旬などに、道徳や学級活動等で、すべての学級でいじめ等に関する教育相談・アンケートなどの指導を行う。
- ⑥ 学校における個々の生徒の「居場所づくり」を行う。

#### イ いじめの早期発見

- ① いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ② ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知する。
- ③ 原則として定期的なアンケート調査を5月と10月の年間2回、また教育相談を5月と10月の年間2回実施することで、いじめの実態把握に取り組む。(アンケートには、インターネットを通じたいじめについても質問項目を設ける)
- ④ 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

#### ウ いじめが発生した際の対処

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ③ いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ④ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ⑤ 組織を中心に、いじめの事実の有無を確認する。
- ⑥ 事実確認の結果は、校長が責任を持って、市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と相談して対処する。

- ⑧ いじめられた生徒、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ⑨ いじめた生徒へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。
- ⑩ いじめた生徒の保護者へは、いじめの事実を納得の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

## エ ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合は学校として、問題箇所を確認し、この箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、被害生徒のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書き込み対応については、削除要請等、被害者の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて所轄警察署や法務局人権擁護部等、外部機関と連携して対応する。
- ③ 情報モラル教育を推進するため、技術・家庭科の授業等で情報の受け手や発信者としての必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## (2) いじめ防止の組織

### ア 名称及び組織構成等

- ① いじめ防止対策委員会  
教頭、生徒指導主事、教育相談担当主任、養護教諭、  
カウンセラー（SC, LC）
- ② 生徒指導部会、教育相談部会、企画委員会
- ③ 緊急会議…校長が、必要に応じて招集する

### イ 役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ② いじめの相談、通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ④ 緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応
- ⑤ いじめに関する教職員研修やケース会議の計画
- ⑥ いじめ防止の取組についてのPDCAサイクルによる検証

## (3) 事態への対処

生命・心身又は財産に被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した際は、次のとおり速やかに連絡、報告を行う。  
発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長  
校長→教育委員会
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を招集する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報

を適切に提供する。

- ④ 調査結果を、教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。
- ⑥ 状況に応じて専門的知識を有する第三者の参画を検討する。

### 3 取組の点検、評価等について

#### (1) いじめ問題に関する取組の点検、評価等

- ① 学校いじめ防止基本方針が、機能しているか、定期的に点検、評価を行う。
- ② ホームページ等で、「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ③ 毎年度、いじめに関する統計、分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ④ いじめの問題への取組を、保護者、生徒、教職員で評価し、改善に取り組む。

#### (2) いじめに関するアンケート等の保存期間

- ① いじめに関するアンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は卒業後1年とする。
- ② アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間は5年とする。

なお、保存期間の起算は、アンケート等を実施、作成した年度の翌4月1日とする。